

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	龍ヶ崎市 個人住民税賦課及び収納に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

龍ヶ崎市は、個人住民税賦課及び収納に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

個人住民税賦課及び収納に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、契約締結時には契約書とともに秘密保持事項を記した特記仕様書を綴じ込みし、締結している。

## 評価実施機関名

龍ヶ崎市長

## 公表日

令和7年10月9日

[令和6年10月 様式2]

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税賦課及び収納に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税法及びその他の法令に基づき、住民・国税庁から提出された申告情報や給与支払者・年金支払者から提出された支払報告書を基に、必要に応じて税務調査等を行い、公平・公正に個人住民税を賦課決定又は賦課更正し、通知する。</li> <li>・森林環境税は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、個人住民税と併せて賦課決定し、通知する。</li> <li>・賦課決定や賦課更正した賦課額については、収納管理を行い、必要に応じて滞納整理を行う。</li> <li>・住民からの要請に応じ、賦課された個人住民税情報や収納情報から課税所得証明書・非課税証明書・納税証明書を発行する。</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務において、特定個人情報ファイルを取り扱う。</li> </ul> <p>①申告等情報の受理及び管理          ②他自治体等からの調査回答、他自治体等への税務調査          ③個人住民税の賦課決定・賦課更正及び住民・給与支払者・年金支払者への税額通知の発送          ④住登外課税に伴う他自治体への通知          ⑤住民・給与支払者等からの各種申請・届出書(給与所得者異動届出書等)の受理及び管理          ⑥他自治体課税であることが判明した場合の資料回送          ⑦賦課情報に基づく課税所得証明書・非課税証明書の発行          ⑧納付された個人住民税の収納管理、過誤納処理          ⑨納付催告・滞納処分・執行停止等の滞納整理</p>
③システムの名称	1.個人住民税システム 2.宛名システム 3.国税連携システム 4.eLTAXシステム 5.中間サーバー 6.団体内統合宛名システム 7.住民基本台帳ネットワークシステム 8.申告受付システム 9.収納管理システム 10.滞納管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1.課税台帳ファイル 2.申告受付情報ファイル 3.収納管理情報ファイル 4.滞納管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項 別表の24の項:個人番号が利用することができる事務のうち地方税に関する事務(賦課徴収、調査等)が「市町村長」の項</p> <p>番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>〔 実施する 〕</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法 第19条第8号          番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表(48の項)          番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第50条(地方税法に関する部分)          番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表の第3欄(情報提供者が市町村長の項)かつ第4欄(利用特定個人情報が地方税法に関する項)</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税務課・納税課
②所属長の役職名	税務課長・納税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	個人住民税賦課に関するもの … 総務部税務課 301-8611 茨城県龍ヶ崎市3710番地 電話0297-64-1111 個人住民税収納に関するもの … 総務部納税課 同上
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	個人住民税賦課に関するもの … 総務部税務課 301-8611 茨城県龍ヶ崎市3710番地 電話0297-64-1111 個人住民税収納に関するもの … 総務部納税課 同上
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>〔 500人未満 〕 &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>〔 発生なし 〕 &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>

### III しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

#### 基礎項目評価の実施が義務付けられる

### IV リスク対策

#### 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

[ 基礎項目評価書 ]

＜選択肢＞

- 1) 基礎項目評価書
- 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書
- 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書

2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。

#### 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か

[ 十分である ]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

#### 3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か

[ 十分である ]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か

[ 十分である ]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

#### 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[ ]委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か

[ 十分である ]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

#### 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ○ ]提供・移転しない

不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か

[ ]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		<input type="checkbox"/> 接続しない(入手) <input type="checkbox"/> 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		<input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	
9. 監査		
実施の有無	<input checked="" type="radio"/> 自己点検 <input checked="" type="radio"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[ 9) 従業者に対する教育・啓発 ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業者に対する教育・啓発</li> </ol>
当該対策は十分か【再掲】	<p>[      十分である      ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ol>
判断の根拠	<p>毎年度当初に、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、府内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。</p>

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月26日	I 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 森田 洋一　納税課長 岡野 雅行	税務課長 渡邊 正一　納税課長 石山 徹	事後	平成29年4月1日人事異動に伴い所属長に変更があり、重要な変更に該当せず、事後報告。
平成29年7月26日	II 1, 2 いつ時点の計数か	平成29年1月1日	平成29年5月23日	事後	しきい値を再確認したため
平成29年7月26日	I 4②法令上の根拠		番号法第19条第8号 追加	事後	番号法改正による
平成29年7月26日	I 4②法令上の根拠	(情報照会の根拠) :第23条	(情報照会の根拠) :第20条	事後	誤記載を修正したため
平成30年7月13日	I 5 評価実施機関における担当部署 ①部署	総務部税務課・納税課	市民生活部税務課・納税課	事後	平成30年4月1日機構改革に伴い、部名変更があったため
平成30年7月13日	I 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 渡邊 正一　納税課長 石山 徹	税務課長 渡邊 正一　納税課長 中村 兼次	事後	平成30年4月1日人事異動に伴い、所属長に変更があったため
平成30年7月13日	I 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	個人住民税賦課に関するもの…総務部税務課 個人住民税収納に関するもの…総務部納税課	個人住民税賦課に関するもの…市民生活部税務課 個人住民税収納に関するもの…市民生活部納税課	事後	平成30年4月1日機構改革に伴い、部名変更があったため
平成30年7月13日	I 8 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ 連絡先	個人住民税賦課に関するもの…総務部税務課 個人住民税収納に関するもの…総務部納税課	個人住民税賦課に関するもの…市民生活部税務課 個人住民税収納に関するもの…市民生活部納税課	事後	平成30年4月1日機構改革に伴い、部名変更があったため
平成30年7月13日	I 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」がふくまれる項(……115, 116, 117, 120)	第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」がふくまれる項(……115, 116, 119)	事後	番号法、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令改正のため
平成30年7月13日	I 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) :第1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 10, 12, 13, 16, 19, 20, 21, 22, 22-2, 23, 24, 25, 26-3, 28, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 43, 43-3, 43-4, 44, 44-2, 45, 47, 49, 49-2, 50, 51, 53, 54, 55, 58, 59, 59-2条 ※別表第二の29, 39, 40, 58, 59, 71, 115, 117, 120の項に係る主務省令は未発出	(情報提供の根拠) :第1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 10, 12, 13, 16, 19, 20, 21, 22, 22-3, 22-4, 23, 24, 24-2, 24-3, 25, 26-3, 28, 31, 31-2, 31-3, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 43, 43-3, 43-4, 44, 44-2, 45, 47, 49, 49-2, 50, 51, 53, 54, 55, 58, 59, 59-2, 59-3条 ※別表第二の29, 71, 115の項に係る主務省令は未発出	事後	番号法、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令改正のため
平成30年7月13日	II 1, 2 いつ時点の計測か	平成29年5月23日	平成30年5月23日	事後	しきい値を再確認したため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月21日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>地方税法に基づき、市内に在住する住民又は市外に在住する住民に賦課及び徴収するため、氏名、生年月日、性別及び住所等を帳票に記載する。番号法では、この賦課等の帳票に個人番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載する。</p> <p>1 個人住民税賦課に関する事務 個人住民税課税台帳の整備及び賦課・証明書発行・統計処理等を行う。 ①課税台帳の管理、異動、照会 ②課税データ、給与所得者の異動届等の入力 ③課税原票の照会 ④納税通知書の出力 ⑤返戻納付書等の照会 ⑥所得証明書、課税証明書、納税証明書等の発行 ⑦課税状況調等の統計出力</p>	<p>地方税法に基づき、市内に住所を有する住民又は市外に住所を有する住民に賦課及び徴収するため、氏名、生年月日、性別及び住所等を帳票に記載する。番号法では、この賦課等の帳票に個人番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載する。</p> <p>1 個人住民税賦課に関する事務 個人住民税課税台帳の整備及び賦課・証明書発行・統計処理等を行う。 ①課税台帳の管理、異動、照会 ②課税データ、給与所得者の異動届等の入力 ③課税原票の照会 ④納税通知書の出力 ⑤返戻納付書等の照会 ⑥課税所得証明書、非課税証明書、納税証明書等の発行 ⑦課税状況調等の統計出力</p>	事後	文言訂正であり重要な変更に該当しないため事後報告。
令和1年5月21日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>(別表第一における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85-2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 119)</p> <p>(情報提供の根拠) :第1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 10, 12, 13, 16, 19, 20, 21, 22, 22-2, 23, 24, 25, 26-3, 28, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 43, 43-3, 43-4, 44, 44-2, 45, 47, 49, 49-2, 50, 51, 53, 54, 55, 58, 59, 59-2, 59-3条</p>	<p>(別表第一における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85-2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 119)</p> <p>(情報提供の根拠) :第1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 10, 12, 13, 14, 16, 19, 20, 21, 22, 22-3, 22-4, 23, 24, 24-2, 24-3, 25, 26-3, 27, 28, 31, 31-2, 31-3, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 43, 43-3, 43-4, 44, 44-2, 45, 47, 49, 49-2, 50, 51, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 59-2, 59-3条</p>	事後	番号法、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令改正のため
令和1年5月21日	I 5. 評価実施機関における担当部署	税務課長 渡邊 正一 納税課長 中村 兼次	税務課長・納税課長	事後	様式の変更に伴うものであるため事後報告
令和1年5月21日	II 1, II 2 いつの時点の計測か	平成30年5月23日	令和1年5月21日	事後	しきい値を再確認したため
令和1年5月21日	IV リスク対策		新様式対応	事後	新様式対応のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月21日	I ⑦特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	個人住民税賦課に関するもの … 市民生活部税務課 個人住民税収納に関するもの … 市民生活部納税課	個人住民税賦課に関するもの … 市民生活部税務課 301-8611 茨城県龍ヶ崎市3710番地 電話0297-64-1111 個人住民税収納に関するもの … 市民生活部納税課 同上	事後	
令和1年5月21日	I ⑧特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	個人住民税賦課に関するもの … 市民生活部税務課 個人住民税収納に関するもの … 市民生活部納税課	個人住民税賦課に関するもの … 市民生活部税務課 301-8611 茨城県龍ヶ崎市3710番地 電話0297-64-1111 個人住民税収納に関するもの … 市民生活部納税課 同上	事後	
令和4年6月21日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法19条第7号、番号法19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に地方税に関する事務(賦課徴収等)が含まれる項(27) (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85-2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報照会の根拠) :第20条 (情報提供の根拠) :第1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 10, 12, 13, 14, 16, 19, 20, 21, 22, 22-3, 22-4, 23, 24, 24-2, 24-3, 25, 26-3, 27, 28, 31, 31-2, 31-3, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 43, 43-3, 43-4, 44, 44-2, 45, 47, 49, 49-2, 50, 51, 53, 54, 55, 58, 59, 59-2, 59-2-2, 59-3条 ※別表第二の29, 71, 115の項に係る主務省令は未発出	番号法19条第7号、番号法19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に地方税に関する事務(賦課徴収等)が含まれる項(27) (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85-2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120, 121) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報照会の根拠) :第20条 (情報提供の根拠) :第1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 10, 12, 13, 14, 16, 19, 20, 21, 22, 22-3, 22-4, 23, 24, 24-2, 24-3, 25, 26-3, 27, 28, 31, 31-2-2, 31-3, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 39-2, 40, 43, 43-3, 43-4, 44, 44-5, 45, 47, 49, 49-2, 51, 53, 54, 55, 58, 59, 59-2-2, 59-2-3, 59-3, 59-4条 ※別表第二の29, 30, 102, 115の項に係る主務省令は未発出	事後	番号法、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令改正のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月21日	II 1, 2 いつ時点の計数か	令和2年5月29日	令和4年6月21日	事後	しきい値を再確認したため
令和5年6月20日	I 5①	市民生活部税務課・納税課	総務部税務課・納税課	事後	機構改革があったため
令和5年6月20日	I 7,8	市民生活部税務課	総務部税務課	事後	機構改革があったため
令和5年6月20日	I 7,8	市民生活部納税課	総務部納税課	事後	機構改革があったため
令和5年6月20日	II 1,2 いつ時点の計数か	令和4年6月21日 時点	令和5年6月20日 時点	事後	しきい値を再確認したため
令和6年10月30日	I 3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項:個人番号が利用することができる事務のうち地方税に関する事務(賦課徴収、調査等)が「市町村長」の項  番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	番号法第9条第1項 別表の24の項:個人番号が利用することができる事務のうち地方税に関する事務(賦課徴収、調査等)が「市町村長」の項  番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	事後	番号法の改正、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の廃止のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月30日	I 4② 法令上の根拠	<p>番号法19条第7号、番号法19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に地方税に関する事務(賦課徴収等)が含まれる項(27)</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85-2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120, 121)</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報照会の根拠) :第20条 (情報提供の根拠) :第1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 10, 12, 13, 14, 16, 19, 20, 21, 22, 22-3, 22-4, 23, 24, 24-2, 24-3, 25, 26-3, 27, 28, 31, 31-2-2, 31-3, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 39-2, 40, 43, 43-3, 43-4, 44, 44-5, 45, 47, 49, 49-2, 51, 53, 54, 55, 58, 59, 59-2-2, 59-2-3, 59-3, 59-4条 ※別表第二の29, 30, 102, 115の項に係る主務省令は未発出</p>	<p>番号法9条第1号、番号法19条第8号及び別表(別表における情報照会及び情報提供の根拠) :上欄が「市町村長」の項のうち、下欄に地方税に関する事務(賦課徴収等)が含まれる項(24)</p>	事後	番号法の改正、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の廃止のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月30日	II 1.2 いつ時点の計数か	令和5年6月20日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	しきい値を再確認したため
令和7年7月1日	I-1.-② 事務の概要	<p>地方税法に基づき、市内に住所を有する住民又は市外に住所を有する住民に賦課及び徴収するため、氏名、生年月日、性別及び住所等を帳票に記載する。番号法では、この賦課等の帳票に個人番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載する。</p> <p>1 個人住民税賦課に関する事務 個人住民税課税台帳の整備及び賦課・証明書発行・統計処理等を行う。            ①課税台帳の管理、異動、照会            ②課税データ、給与所得者の異動届等の入力            ③課税原票の照会            ④納税通知書の出力            ⑤返戻納付書等の照会            ⑥課税所得証明書、非課税証明書、納税証明書等の発行            ⑦課税状況調等の統計出力</p> <p>2 個人住民税収納に関する事務 個人住民税の収納情報、滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納の処理、統計出力等を行う。            ①督促状等の出力・発送            ②収滞納状況の照会            ③滞納者の実態調査照会文書の回答依頼</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税法及びその他の法令に基づき、住民・国税庁から提出された申告情報や給与支払者・年金支払者から提出された支払報告書を基に、必要に応じて税務調査等を行い、公平・公正に個人住民税を賦課決定又は賦課更正し、通知する。</li> <li>・森林環境税は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、個人住民税と併せて賦課決定し、通知する。</li> <li>・賦課決定や賦課更正した賦課額については、収納管理を行い、必要に応じて滞納整理を行う。</li> <li>・住民からの要請に応じ、賦課された個人住民税情報や収納情報から課税所得証明書・非課税証明書・納税証明書を発行する。</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の(以下、「番号法」という。)規定に従い、以下の事務において、特定個人情報ファイルを取り扱う。           <ul style="list-style-type: none"> <li>①申告等情報の受理及び管理</li> <li>②他自治体からの調査回答、他自治体への税務調査</li> <li>③個人住民税の賦課決定・賦課更正及び住民・給与支払者・年金支払者への税額通知の発送</li> <li>④住登外課税に伴う他自治体への通知</li> <li>⑤住民・給与支払者等からの各種申請・届出書(給与所得者異動届出書等)の受理及び管理</li> <li>⑥他自治体課税であることが判明した場合の資料回送</li> <li>⑦賦課情報に基づく課税所得証明書・非課税証明書の発行</li> <li>⑧納付された個人住民税の収納管理、過誤納処理</li> <li>⑨納付催告・滞納処分・執行停止等の滞納整理</li> </ul> </li> </ul>	事後	内容の再精査のため
令和7年7月1日	I-1.-③ システムの名称	個人住民税システム、収納管理システム、滞納管理システム、中間サーバ	1.個人住民税システム 2.宛名システム 3.国税連携システム 4.eLTAXシステム 5.中間サーバー 6.団体内統合宛名システム 7.住民基本台帳ネットワークシステム 8.申告受付システム 9.収納管理システム 10.滞納管理システム	事前	システム標準化対応に伴う見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月1日	I-2. 特定個人情報ファイル名	課税台帳ファイル、事業所台帳ファイル、収納管理情報ファイル、滞納管理情報ファイル、申告受付情報ファイル、地方税電子申告情報ファイル、国税連携情報ファイル、課税原票イメージファイル、宛名台帳ファイル、納付台帳ファイル	1.課税台帳ファイル 2.申告受付情報ファイル 3.収納管理情報ファイル 4.滞納管理情報ファイル	事後	内容の再精査のため
令和7年7月1日	II-1.、2. いつの時点の計数か	令和6年11月1日 時点	令和7年7月1日 時点	事後	しきい値を再確認したため